

入札公告

建築設計業務の委託契約について、総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

なお、この業務は、低入札価格調査制度の対象となる業務です。

令和8年4月1日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する事項等

- 1 業務名 橿原公苑新弓道場新設および競技場等改修基本・実施設計業務
- 業務番号 ス振第6号
- 2 業務場所 橿原市畝傍町 地内
- 3 業務概要
 - ①橿原公苑弓道場新築工事に係る以下の基本・実施設計業務
 - 新築工事・弓道場（W造、平屋建て、延べ面積 約2,100 m²）
 - ・上記に伴う電気・機械設備工事
 - ②橿原公苑多目的広場新築工事に係る以下の基本・実施設計業務
 - 新築工事
 - ・多目的広場（S造、平屋建て、延べ面積 約240 m²）
 - ・上記に伴う電気設備工事
 - ③橿原公苑陸上競技場、野球場及び相撲場改修工事に伴う以下の実施設計業務
 - 陸上競技場（RC造、2階建て、延べ面積 約1,900 m²）
 - ・特記仕様書別紙1に記載の改修工事
 - ・上記に伴う電気・機械設備工事
 - 野球場（RC造、2階建て、延べ面積約1,600 m²）
 - ・特記仕様書別紙1に記載の改修工事
 - ・上記に伴う電気・機械設備工事
 - 相撲場（S造、平屋建て、延べ面積約200 m²）
 - ・特記仕様書別紙1に記載の改修工事
 - ・上記に伴う電気設備工事
 - ④第2体育館、庭球場及び駐車場除却工事に伴う実施設計業務
 - 第2体育館（S造、平屋建て、延べ面積約680 m²）
 - ・庭球場（約2,600 m²）及び駐車場（約5,500m²）の一部
 - ⑤第1体育館横便所改修工事に伴う実施設計業務
 - 第1体育館横便所（RC造、平屋建て、延べ面積約55 m²）
 - ・特記仕様書別紙1に記載の改修工事
 - ・上記に伴う電気・機械設備
 - ⑥①～④に付随する駐車場及び外構整備工事に伴う実施設計業務
 - ・第二体育館及び旧弓道場跡地に係る駐車場整備工事
 - ・新弓道場整備に伴う駐車場整備工事
 - ・橿原公苑一体の外構工事（苑路改修工事・バリアフリー化含む）等
- 4 業務期間 令和8年5月29日（予定）～令和9年8月31日
- 5 予定価格 金 135,366,000円
(消費税及び地方消費税(計10%)を含みます。)
- 6 調査基準価格 金 111,309,000円
(消費税及び地方消費税(計10%)を含みます。)
- 7 入札保証金 免除
- 8 契約保証金 納付（ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」という。）第19条第2項第1号及び第2号に掲げる

担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、契約規則第19条第1項第1号又は第2号により契約保証金を免除することができる。)

9 入札方法	郵便による入札
10 入札回数	1回
11 落札者の決定方法	総合評価落札方式により決定
12 前払金	請求可
13 議会の議決	不要
14 支払予定額	令和8年度 52% 令和9年度 48% (契約をする際に変更となることがあります。)

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

参加できる者は、単独企業又は本業務のために結成された2者の共同企業体とし、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、第3に定める入札参加申込書を提出し競争入札参加資格の確認を受け、第4に定める技術提案書(事前)の記載内容が適正であることの確認を受けた者のみが、この業務の入札に参加することができます。

1 単独企業の場合

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建築設計業務に登録していること。

ウ 入札参加申込書の提出の日から開札の日までの期間において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置(以下「入札参加停止」といいます。)を受けていないこと。

エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。))に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

カ 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

キ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなします。

ク 国税及び地方税を滞納していない者であること。

ケ 奈良県暴力団排除条例(平成23年奈良県条例第35号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

2 共同企業体の場合

ア すべての構成員が1のウからケまでの要件をすべて満たしていること。

イ 代表となる構成員が1のア、イの要件を満たしていること。

ウ 次の事項に留意すること。

(ア)1事業者が複数の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員となりながら、単独で参加申込みすることはできない。

(イ)代表となる構成員及び構成員を変更することはできない。

(ウ)構成員の数は、2者とすること。

- 3 入札説明書に定める要件を満たす技術者をこの業務を行う期間中配置できること。なお、管理技術者及び建築（総合）主任担当技術者にあつては、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。
- 4 その他入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書等の交付 インターネットの「奈良県地域創造部スポーツ振興課ホームページ」、または右記の交付場所から入手してください。）	令和8年4月1日 ～ 令和8年5月13日	交付場所 奈良市登大路町30番地 奈良県庁 本庁舎4階 奈良県地域創造部スポーツ振興課 電話0742-27-5421
設計図書等の交付 インターネットの「奈良県地域創造部スポーツ振興課ホームページ」、または右記の交付場所から入手してください。）	令和8年4月1日 ～ 令和8年5月13日	交付場所 奈良市登大路町30番地 奈良県庁 本庁舎4階 奈良県地域創造部スポーツ振興課 電話0742-27-5421
設計図書等の閲覧	令和8年4月1日 ～ 令和8年4月7日	閲覧場所 奈良市登大路町30番地 奈良県庁 本庁舎1階 奈良県知事公室 県土・施設企画課 事業係 電話0742-27-8809
入札参加申込書 （様式S0）の提出	令和8年4月10日 午後4時まで（期限までに到達したもののみ有効） <u>持参又は書留郵便に限ります。</u>	提出先 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県地域創造部スポーツ振興課
設計図書等に関する質問の受付 ※質問は、設計図書等に関することに限ります。	令和8年4月8日 午後5時まで <u>電子メールに限ります。</u>	送付先メールアドレス shisetsu@office.pref.nara.lg.jp 奈良県知事公室 県土・施設企画課長あて 電子メール送信時には、奈良県知事公室県土・施設企画課事業係あて電話連絡願います。 電話0742-27-8809
質問に対する回答	令和8年4月16日（予定）	※「奈良県地域創造部スポーツ振興課ホームページ」に掲載します
技術提案書（事前）の提出	令和8年4月22日 午後4時まで（期限までに到達したもののみ有効） <u>書留郵便に限ります。</u> <u>※封筒の表に<開札日>、<業務名>及び「技術提案書在中」を朱書きしてください。</u>	提出先 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県地域創造部 スポーツ振興課長あて
技術提案書（事前）の適否の通知	令和8年5月1日 （予定）	※入札参加申込書に記載されたメールアドレスへ通知を送付します。
技術提案書（事前）の適否に対する理由の説明請求	令和8年5月8日 午後4時まで	提出先 奈良市登大路町30番地

(欠格とされた者のみ)	任意の書面持参に限ります。	奈良県庁 本庁舎4階 奈良県地域創造部スポーツ振興課
技術提案書(事前)の適否に対する理由の回答	令和8年5月12日 (予定)	※入札参加申込書に記載されたメールアドレスへ通知を送付します。
入札書及び業務委託費内訳書の提出	令和8年5月1日 ～ 令和8年5月12日 午後4時まで(期限までに到達したもののみ有効。) 書留郵便に限ります。 ※二重封筒とし、表封筒に<開札日>、<業務名>及び「入札書在中」を朱書きするとともに、 <u>中封筒に入札書及び業務委託費内訳書を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をしてください。</u>	※入札書の提出方法については入札説明書7の記載を確認の上、提出してください。 ※入札金額の内訳書は「業務委託費内訳書」様式を使用し、入札説明書10の記載を確認の上、入札公告第7の4(3)に掲げる方式で作成してください。
開札	令和8年5月13日 午後 2時00分から	開札場所 奈良市登大路町30番地 奈良県庁 本庁舎5階 第一会議室
技術提案書(事後)の提出(第5に該当する者のみ)	令和8年5月18日 午後4時まで <u>持参に限ります。</u>	提出先(持参の場合) 奈良市登大路町30番地 奈良県庁 本庁舎4階 奈良県地域創造部スポーツ振興課
競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料の提出(第6に該当する者のみ)	令和8年5月18日 午後4時まで <u>持参に限ります。</u>	提出先(持参の場合) 奈良市登大路町30番地 奈良県庁 本庁舎4階 奈良県地域創造部スポーツ振興課

※ 上記の期間は、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」といいます。)及び正午から午後1時までを除きます。

第4 技術提案書(事前)の内容確認

入札参加者は、第3の「技術提案書(事前)の提出」に定めるとおり技術提案書(事前)及びその添付資料(以下「技術提案書等(事前)」)と申します。)を書面により提出し、内容確認を受けなければなりません。

なお、期限までに技術提案書(事前)を提出しない者及び技術提案書等(事前)が適正でない者(未記載及び業務理解度等の内容が入札参加者独自の提案でないことを確認した場合を含みます。)若しくは提案を求めている事項が1つでも欠落している者は、この業務の入札に参加することができません。

第5 技術提案書(事後)の内容確認

- 1 開札後、落札候補者(評価値が最も高い者)については、第3の「技術提案書(事後)の提出」に定めるとおり技術提案書(事後)及びその添付書類(以下「技術提案書等(事後)」)と申します。)を書面により提出し、内容確認を受けなければなりません。
- 2 技術提案書等(事後)の内容確認後、落札候補者の技術評価点に変更となり、かつ評価値の最も高い者が変更となった場合は、再度、最も評価値の高い者を落札候補者としてします。
- 3 前項の規定に基づく落札候補者は、発注者が指定する日時までに、技術提案書等(事後)を書面により提出し、内容確認を受けなければなりません。

第6 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者及び第1の6で示す調査基準価格の110分の100に相当する金額（以下「調査基準比較価格」といいます。）を下回る価格で入札を行った者は、入札説明書の6に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第7 その他

1 落札者の決定方法等

総合評価の方法及び落札者の決定基準

この業務の総合評価に関する基準は次のとおりとします。

- (1) 入札価格に対する価格評価点は最高60点とします。価格評価点は、小数第3位を切り捨てし小数第2位まで算出します。

価格評価点 = 60点 × (1 - 入札価格 / 入札書比較価格(※)) とします。

※ 予定価格の消費税及び地方消費税抜きの金額

- (2) 技術提案に対する技術評価点は最高60点とします。技術評価点は、技術点その1（配置予定技術者・企業の経験及び能力等）と技術点その2（業務の実施方針）の合計とします。技術点その1は、技術提案書（事後）の審査により算出した評価点とします。技術点その2は、技術提案書（事前）の審査により算出した評価点とします。技術点その1及び技術点その2は、小数第3位を切り捨てし小数第2位まで算出します。

技術評価点 = 技術点その1 + 技術点その2

技術点その1 = 30点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術点その2 = 30点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

なお、技術点その1が0点を下回る場合は失格とします。

- (3) 価格と価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の上記(1)及び(2)によって得られた価格評価点と技術評価点の合計値（以下「評価値」といいます。）をもって行うこととし、算定方法は次のとおりとします。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

- (4) 技術提案評価の履行の確保

この業務の受注者は、契約後に技術提案の内容を満たす業務計画書を提出し、必ず履行しなければなりません。

受注者の責により入札時の提案内容が実施されていないと判断された場合は、委託業務等成績評定を10点減点します。

- (5) 詳細は、入札説明書によります。

2 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効又は失格とします。

3 問い合わせ先等

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県地域創造部部スポーツ振興課 スポーツ振興企画係

電話 0742-27-5421（直通）

4 その他

- (1) 詳細は、入札説明書によります。

- (2) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続を行ってください。

- (3) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりです。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次の各号のいずれかの方式によらなければならない。

- (ア) doc形式（Microsoft Word 2021 で読み取りが可能なものに限る。）

- (イ) docx 形式 (MicrosoftWord2021 で読み取りが可能なものに限る。)
 - (ウ) xls 形式 (MicrosoftExcel2021 で読み取りが可能なものに限る。)
 - (エ) xlsx 形式 (MicrosoftExcel2021 で読み取りが可能なものに限る。)
 - (オ) pdf 形式 (Adobe Acrobat Reader DC で読み取りが可能なものに限る。)
 - (カ) jtd 形式 (一太郎 Pro4 で読み取りが可能なものに限る。)
- イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。
- ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとみなす。
- エ 電子ファイルを提出するにあたり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」という。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。